

「2008年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」の概要

2009年3月31日
(社)日本経済団体連合会

1. **標準者退職金（一時金・年金）—管理・事務・技術労働者・総合職・大学卒—**
会社都合 55歳 2,232万円、定年退職 60歳 2,417万円
2. **退職金算定基礎額を賃上げ額の関係**
別建てとする企業が71.5%、うち79.8%の企業がポイント制導入
3. **現行退職給付制度の形態**
「退職一時金と年金の併用」が71.3%、「退職一時金のみ」は12.3%、
「年金のみ」が14.2%
4. **適格年金廃止（2012年3月末）への対応**
「まだ対応が済んでいない」が4割弱（39.2%）

1. 調査要領

調査目的：退職金・年金の実態および退職金水準の動向を把握し、今後の退職給付制度の見直しの際の参考資料として、1973年より隔年実施

調査対象：日本経済団体連合会企業会員および東京経営者協会会員会社2,019社

調査時期：2008年9月末現在（前回は2006年9月末）

集計会社：265社（有効回答率13.1%）。

従業員500人以上206社（77.7%）、500人未満59社（22.3%）、
製造業125社（47.2%）、非製造業140社（52.8%）

2. 調査結果の概要

(1) 標準者退職金 *1 —会社都合—

「標準者が55歳で会社都合退職した場合の退職金」は、管理・事務・技術労働者・総合職・大学卒では2,232万円・支給月数 *2 35.9カ月分、同高校卒では2,110万円・41.0カ月分、生産・現業労働者・高校卒では1,900万円・43.8カ月分となっている。（図表1）

*1：標準者退職金＝標準的に進学し、学校卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進・昇格した者を対象に算出した退職金

*2：支給月数＝所定労働時間内賃金（2008年9月度標準者賃金）に対する倍率

図表1 標準者退職金の支給額および支給月数 -総額-

管理・事務・技術労働者								生産・現業労働者			
総合職・大学卒				総合職・高校卒				高校卒			
勤続年数	年齢	会社都合		勤続年数	年齢	会社都合		勤続年数	年齢	会社都合	
		退職金額	支給月数			退職金額	支給月数			退職金額	支給月数
年	歳	千円	月分	年	歳	千円	月分	年	歳	千円	月分
1	23	250	1.2	1	19	211	1.2	1	19	221	1.3
3	25	658	2.8	3	21	540	3.0	3	21	550	3.0
5	27	1,188	4.3	5	23	931	4.6	5	23	917	4.7
10	32	2,966	8.7	10	28	2,297	8.9	10	28	2,116	8.8
15	37	5,529	13.4	15	33	4,291	13.9	15	33	3,928	13.9
20	42	9,233	19.0	20	38	7,166	19.8	20	38	6,544	20.0
25	47	14,113	25.2	25	43	10,900	26.4	25	43	9,500	26.4
30	52	19,532	32.0	30	48	15,152	32.7	30	48	13,763	34.3
33	55	22,319	35.9	35	53	19,719	39.8	35	53	17,709	42.0
35	57	23,530	38.8	37	55	21,101	41.0	37	55	18,998	43.8
38	60	24,908	41.9	39	57	22,203	42.7	39	57	18,895	44.6
				42	60	23,343	44.4	42	60	19,132	44.2

注：(1)総額は、退職一時金のみの場合と、退職一時金と年金併用の場合および退職年金のみの場合の退職金を合算、単純平均したもの
 (2)各項目ごとに集計社数が異なるので、比較の際には留意されたい

(2) 定年退職者の退職金

「標準者が60歳で定年退職した場合の退職金」は、管理・事務・技術労働者・総合職・大学卒では、2,417万円・支給月数41.4カ月分、同高校卒では、2,303万円・43.3カ月分、生産・現業労働者・高校卒では1,886万円・44.6カ月分となっている。

(図表2)

図表2 60歳定年退職金 -全産業-

管理・事務・技術労働者				生産・現業労働者	
総合職・大学卒		総合職・高校卒		高校卒	
退職金額	支給月数	退職金額	支給月数	退職金額	支給月数
千円	月分	千円	月分	千円	月分
24,174	41.4	23,028	43.3	18,855	44.6

(3) 賃上げ額と退職金算定基礎額との関係

賃金改定により、賃上げ額が退職金算定基礎額にどのようにハネ返るかについてみると、「賃上げ額とは関係なく別建てとなっている」が7割以上(71.5%)で最も多く、「賃上げ額が全額基礎額にハネ返る」、「賃上げ額の一部が基礎額にハネ返る」が

ともに12.5%となっている（図表3）

図表3 賃上げ額と退職金算定基礎額との関係 -全産業-

区 分	集計社数	賃上げ額が全額基礎額にハネ返る	賃上げ額の一部が基礎額にハネ返る	ハネ返り分については労使で協議する	賃上げ額とは関係なく別建てとなっている	その他
		社 %	社 %	社 %	社 %	社 %
年	社 %	社 %	社 %	社 %	社 %	社 %
2004	241 (100.0)	37 (15.4)	64 (26.6)	1 (0.4)	129 (53.5)	10 (4.1)
2006	254 (100.0)	36 (14.2)	39 (15.4)	2 (0.8)	172 (67.7)	5 (2.0)
2008	256 (100.0)	32 (12.5)	32 (12.5)		183 (71.5)	9 (3.5)

注：(1) () 内は集計社数を100.0とした割合

(2) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0にならない場合がある

(3) 各年度の集計値は、回答各社が集計年ごとに異なるため、経年的な推移をみる際には留意されたい

「賃上げ額とは関係なく別建てとなっている」と回答した企業（183社）について、どのような方法をとっているかをみると「ポイント方式（点数×単価）」が79.8%で最も多く、次いで「別テーブル方式」が12.0%となっている。（図表4）

図表4 「賃上げ額とは関係なく別建てとなっている」の内訳

区 分	社 数	別テーブル方式	ポイント方式 (点数×単価)	定額方式	その他
		社 %	社 %	社 %	社 %
年	社 %	社 %	社 %	社 %	社 %
2004	129 (100.0)	27 (20.9)	92 (71.3)	10 (7.8)	
2006	172 (100.0)	28 (16.3)	129 (75.0)	6 (3.5)	9 (5.2)
2008	183 (100.0)	22 (12.0)	146 (79.8)	6 (3.3)	9 (4.9)

注：(1) () 内は「賃上げ額とは関係なく別建てとなっている」と回答した社数を100.0とした割合

(2) 各年度の集計値は、回答各社が集計年ごとに異なるため、経年的な推移をみる際には留意されたい

また、賃上げ額が、退職金算定基礎額にハネ返る企業における繰入額・率をみてみると（集計社数45社）、2008年賃上げ額6,745円のうち、繰入額4,347円・率64.4%となっている。（図表5）

図表5 賃上げ額と退職金算定基礎額 -全産業-

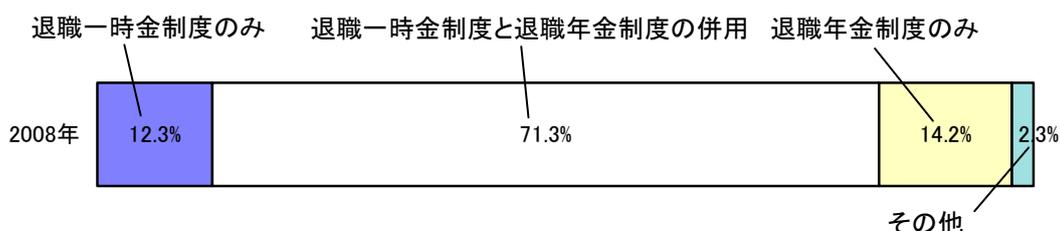
区分	社数	賃上げ額(A)	賃上げに伴う退職金基礎額増加分(B)	B/A
年	社	円	円	%
2003	87	6,064	4,327	71.4
2004	82	5,691	3,982	70.0
2005	53	6,235	4,572	73.3
2006	56	6,916	5,208	75.3
2007	44	6,276	3,963	63.1
2008	45	6,745	4,347	64.4

注：各年度の集計値は、回答各社が集計年ごとに異なるため、経年的な推移をみる際には留意されたい

(4) 退職給付制度の形態

退職給付制度の形態は、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」が 71.3%、「退職年金制度のみ」が 14.2%、「退職一時金制度のみ」が 12.3%となっている。(図表 6)

図表6 退職金制度の形態 —全産業—



注：集計社数を100.0とした割合

さらに、退職年金制度のある企業（237社）について、その種類をみると、「確定給付企業年金（基金型、規約型）」（56.1%）、「確定拠出企業年金」（35.0%）、「適格年金」（32.1%）、「厚生年金基金」（11.4%）となっている。

また、確定給付企業年金、厚生年金基金を採用している企業のうち「キャッシュバランスプラン(CBP)」を導入している企業(CBP類似制度導入企業含む)は40.6%となっている。(図表7)

図表7 年金等の種類 —全産業—

区分	集計社数	厚生年金基金	適格年金	自社年金	確定拠出企業年金	確定給付企業年金		中小企業退職金共済	その他	キャッシュバランスプラン(CBP)
						基金型	規約型			
2008年	237社 (100.0%)	27社 (11.4%)	76社 (32.1%)		83社 (35.0%)	72社 (30.4%)	61社 (25.7%)	6社 (2.5%)	3社 (1.3%)	65社 [40.6%]
規模別	500人以上計	196 (100.0)	17 (8.7)	53 (27.0)	74 (37.8)	68 (34.7)	57 (29.1)	2 (1.0)	2 (1.0)	64 [45.1]
	500人未満計	41 (100.0)	10 (24.4)	23 (56.1)	9 (22.0)	4 (9.8)	4 (9.8)	4 (9.8)	1 (2.4)	1 [5.6]

注：(1) 複数回答を含むので、内訳と合計の社数は一致しない
 (2) ()内は集計社数を100.0とした割合。複数回答を含むので、合計は100.0を超える
 (3) []内は、厚生年金基金または確定給付型企業年金を採用している企業100.0とした割合。
 (4) キャッシュバランスプランについては、類似制度も含む

(5) 適格年金廃止への対応

2012年3月末に予定されている適格年金廃止への対応では、6割を超える(60.8%)企業が「すでに対応済み」とする一方、4割弱(39.2%)の企業が「まだ対応が済んでいない」と回答している。

そして、「すでに対応済み」とした企業の対応内容については、「確定給付企業年金（規約型）」への移行が41.5%、「確定拠出企業年金」が39.4%、「確定給付企業年金（基金型）」

が14.9%などとなっている。(図表8)

図表8 適格年金廃止(2012年3月末)への対応について -全産業-

①すでに対応済みの企業の状況

区分	集計社数	すでに対応済み									CBP採用 (類似制度含む)	
		対応済み計	移行先							制度を廃止した		
			他制度へ移行済み計	厚生年金基金	確定拠出企業年金	確定給付企業年金		中小企業退職金共済	その他			
2008年	166社 (100.0%)	101社 (60.8%)	94社 [93.1%]	3社 《3.2%》	37社 《39.4%》	14社 《14.9%》	39社 《41.5%》		2社 《2.1%》	7社 [6.9%]	39社 69.6%	
規模別	500人以上計	136 (100.0)	91 (66.9)	87 [95.6]	3 《3.4》	34 《39.1》	14 《16.1》	36 《41.4》		1 《1.1》	4 [4.4]	39 73.6%
	500人未満計	30 (100.0)	10 (33.3)	7 [70.0]		3 《42.9》		3 《42.9》		1 《14.3》	3 [30.0]	

②まだ対応が済んでいない企業の状況

未対応計	まだ対応が済んでいない										CBP採用予定 (類似制度含む)
	他制度へ移行予定あり計	移行予定先							制度廃止予定	未定	
		厚生年金基金	確定拠出企業年金	確定給付企業年金			中小企業退職金共済	その他			
65社 (39.2%)	42社 [64.6%]	1社 《2.4%》	12社 《28.6%》	5社 《11.9%》	24社 《57.1%》	2社 《4.8%》		3社 《7.1%》	3社 [4.6%]	20社 [30.8%]	6社 18.8%
45 (33.1)	30 [66.7]	1 《3.3》	10 《33.3》	4 《13.3》	17 《56.7》	1 《3.3》		2 《6.7》	3 [6.7]	12 [26.7]	6 26.1%
20 (66.7)	12 [60.0]		2 《16.7》	1 《8.3》	7 《58.3》	1 《8.3》		1 《8.3》		8 [40.0]	

- 注：(1) () 内は、集計社数を100.0とした割合。小数点第2以下四捨五入のため、合計は100.0にならない場合がある
(2) [] 内は、すでに対応済みの場合は「対応済み社数」に対する割合、まだ対応が済んでいない場合は、「未対応社数」に対する割合。小数点第2位以下四捨五入のため、合計は100.0にならない場合がある
(3) 《 》内は、すでに対応済みの場合は「他制度へ移行済み社数」に対する割合、まだ対応が済んでいない場合は「他制度へ移行予定あり社数」に対する割合。複数回答を含むため、合計が100.0を超える
(4) CBP採用・採用予定のそれぞれの割合は、厚生年金基金・確定給付企業年金を採用・採用予定としているそれぞれの社数に対する割合。